















		1 令和6年度就学援助制度の実施について																	4 就学援助率		
		2 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																			
		(1) 令和6年度当初における重要保護の認定基準(該当するものを全てに○)																			
都道府県	市区町村	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ	ト	(2)(1)	(3)(1)	
		生活保護法に基づき保護の停止または廃止	市区町村別の課税	市区町村別の課税	国民年金課税料の免除	国民健康保険法の保険料または徴収の猶予	児童手当の支給	保護者が職業安定の学給料金の減免が行われている者	PTA会費、学給費等の学給料金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学給料金の納付状況が良好であること	経済的理由による大規模な生活状況が認められる者	大規模な災害による被害を受けた者	生活保護の受給者であること	生活保護の受給者であること	生活保護の受給者であること	生活保護の受給者であること	生活保護の受給者であること	生活保護の受給者であること	係数(倍率)
46	46	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
熊本県	蒲前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		15%未満
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		5%未満
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1		10%未満
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			15%未満
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			15%未満
熊本県	藤原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満
熊本県	あきぎり町																		1.3		10%未満
熊本県	苓北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			10%未満
熊本県	米川町及び八代市中学校組合																		1		15%未満







